

吹田市障がい者差別解消支援専門部会の 取組状況

障がい福祉室 支給管理担当

障がい者差別解消支援専門部会設置経緯

平成31年4月1日付で、地域の関係機関による障がい者差別の解消に向けた取組を、効果的かつ円滑に行うことを目的とし、「吹田市障害者差別解消支援地域協議会」を設置。

課題発生

- 1 吹田市地域自立支援協議会の全大会等との委員選出の重複がある。重複を解消し、効率的な運営を目指す必要がある。
- 2 吹田市地域自立支援協議会と方向性が一致している。一体化すれば、協議内容の深化、効果的な運営が実現できる。
- 3 商工業関係団体が参画できていない。商工業関係団体が参画しやすい組織をつくり、啓発を推進させる必要がある。

課題解消

障がい者差別解消支援専門部会の設置

改正後のイメージ

【現行】

【吹田市障害者差別解消支援地域協議会】

◎主な役割

- ・地域の関係機関が障がい者差別に関する相談等についての情報を共有（差別解消に係る好事例の共有（横展開））
- ・差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークの構築
- ・地域全体で差別の解消に向けた主体的な取組の実施

委員選出機関の重複
地域全体での取組（方向性の合致）

【吹田市地域自立支援協議会（全体会、地域会議等）】

◎主な役割

- ・地域の障がい者等への支援体制に関する課題の整理、共有及び構築
- ・地域の関係機関等の連携強化、包括的なネットワーク体制の構築

連携

【基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター】

◎主な役割

- ・相談業務、支援

【課題】

- ①ネットワークの構築
→自立支援協議会の全体会等の委員選出の重複解消、効率的な会議運営の実現
- ②地域全体での主体的な取組
→自立支援協議会の方向性と合致。協議内容の深化、効果的な会議運営の実現
- ③商工業関係団体の参画
→商工業関係団体、実務担当者が参画しやすい組織づくり、啓発推進。情報収集や事例発表ができる体制づくりの実現

【国の示す所掌事務の例】

- ①紛争事案の共有
- ②相談事例の共有
- ③相談体制の整備
- ④差別解消の取組の共有
- ⑤構成機関等における斡旋・調整等様々な取組による紛争解決の後押し
- ⑥理解研修・啓発
- ⑦個別の相談事案に対する対応

【改正後】

【吹田市地域自立支援協議会】

★全体会

各下部会議体からの報告を受け、地域課題等について情報を共有し、地域の障がい者等への包括的なネットワーク体制の整備に向けて、関係機関等の連携強化を図る。

★地域会議

地域課題を抽出・整理し、地域の障がい者等への包括的なネットワーク体制の整備に向けての取組を行う。

連携

★専門部会（吹田市障がい者差別解消支援専門部会）

障がい者差別に係る理解研修、啓発を担う。

※必要に応じて「当事者会」とも連携

連携

【基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター】

◎主な役割

- ・相談業務、支援

課題解消	所掌事務
①②	
①③	④
①② ③	⑥

課題解消	所掌事務
③	①② ③⑦

・ 構成員について

- (1) 障がい当事者又はその家族
- (2) 教育関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉相談・雇用の関係者
- (5) 事業者
- (6) 法曹関係者
- (7) 公共的団体
- (8) 行政機関

※ アドバイザーとして、学識経験者、弁護士

・ 今後の予定

令和6年3月21日(木) 令和5年度第1回吹田市障がい者
差別解消支援専門部会開催

今後は、年1～2回開催予定